

論文式試験問題集  
〔民法・民法Ⅰ〕

## 〔民法・民法Ⅰ〕

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

(なお、個人情報保護法、景観法は、触れなくてよい。)

### 【事実】

1. JR 寺川駅の南側に、駅前のロータリーから南方向へ伸びる、全長1.2キロメートルの通称「大学通り」と呼ばれる道路がある。その両側の9メートル幅の緑地部分には高さ20メートルの桜とイチヨウが計300本綺麗に連なっている。この並木通りを中心とするこの地区の見事な景観は全国的に有名で、「新東京百選」に選定され、毎年多数のカレンダーに採用されるほどである。
2. この地区は、約100年前にドイツの学園都市ゲッティンゲンをモデルに、大学と住宅地を一体的に開発する学園都市構想の下に整備された。道路の左右を200坪ずつの宅地に区画し、美観を重視した街づくりは周囲に感動を与え、その景観は今日まで維持されている。
3. A は、不動産開発を営む会社であるが、大学通りに隣接する200坪の土地（以下「本件土地」という）を平成29年7月1日に元の所有者から買受け、不動産登記名義の変更手続きを済ませた。本件土地の北側には、B 所有の宅地が隣接し、B は昭和50年4月1日より、その上に自宅を建てて居住している。
4. A は、平成29年10月5日、本件土地上に高さ43メートルの14階建て、総戸数300戸の分譲マンション（以下「本件マンション」という）の建築を計画した。このマンションが計画通り建築されると、高さ20メートルの並木通りの上に、1棟のマンションだけが目立って存在することになり、100年続いた街の景観が著しく壊されることになる。なお、本件マンションは建物建築法その他の定める規制基準には違反していない。
5. 本件マンション計画を知ったBは、景観が著しく破壊されることを危惧し、A に対して、低層マンションへの変更、及び、面談を申し入れた。
6. 平成29年11月8日、A 社の部長であるCは部下のDと共に、Bの指定するファミレスを訪れて3人で面談を行った。Cは計画の概要を一方的に説明するにとどまったため、話は何ら進展しなかった。1時間ほど経過して、BはC・Dに「もう20時だし今日はここまでにしましょう。さて、仕事は終わりにしてプライベートに軽く一杯飲みませんか」と誘ったところ、Dが快諾し、BはDと二人で深夜まで飲み歩いた。
7. 第1回目の説明会の開催に合わせて、Bは近隣住民にビラを配布することを思い立ち、本件マンション計画の概要と面談した際の内容をまとめたビラ（以下「本件ビラ」という）を自宅のパソコンで作成した。平成29年11月14日、Bは近所のコンビニ店で本件ビラを200部コピーしていたところ、偶然Cと出会い、Cに本件ビラの存在と記載内容を知られるところとなった。
8. 本件ビラの一番下には、Cのプロフィールを紹介する欄があり、Cの氏名、年齢（53歳）、携帯電話番号、及び、出身大学（M大学）に加え、特記事項として「趣味は鉄道写真とグループアイドル。小学生のときに両親が離婚。つい最近、元同級生の女性と結婚、今は妻の連れ子と3人暮らし」と記載されている。これらの情報源は、Dと飲んだ際の会話である。これを記載したのは、Bが、住民の誰かが将来Cと会話するときに話のネタがあった方が折衝が円滑に進むと考えてのことであった。その記載に気づいたCは、早速その場でBに本件ビラの配布の中止を求めたが、Bはこれを拒んだ。
9. Cは、その日に電話して改めて、Bに対し、本件ビラを配布することの中止を求めた。

## 〔設問 1〕

**【事実】** 9における C の B に対する本件ビラ配布行為の差止について、その法的構成、並びに、不法行為及び物権的請求権の救済秩序との差異を意識しつつ、C は B に対し、本件ビラ配布行為の事前差止を請求できるかどうかを検討しなさい。

### 【事実（続き）】

10. 平成29年12月9日の夜、マンション建設の第一回説明会が、C・D と B ら近隣住民 30 名が参加して開催された。しかし、ここでも一方的な説明に終始したため、何らの歩み寄りをみせず終わった。B ら近隣住民は全員このままでは自分たちの街の景観が著しく壊されると危惧している。そこで、B は、平成29年12月15日、A に対して、日照権、及び、景観権の侵害を理由に本件マンションの建築禁止を求める仮処分を申請した。
11. しかし、東京地方裁判所は、本件マンション計画が建物建築法その他の規制基準に違反していないことその他を理由として、B の申立てを棄却した。B は即時抗告を行ったが、東京高等裁判所でもその判断は覆されなかった。
12. そこで、B は、平成30年2月25日、A に対して、日照権、及び、景観権の侵害を理由として、本件マンションの建築禁止を求める民事本案訴訟を提起した。

## 〔設問 2〕

**【事実】** 12における B の主張について、その法的構成に留意しながら、B は A に対し、本件マンションの建築禁止を請求することができるかどうかを検討しなさい。